平成２７年（フ）第３２号
神戸市西区王塚台４丁目57番地　県営玉津王塚鉄筋３号棟202号
債務者　松林　一男
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
兵庫県明石市船上町８番８号　巴荘五号、前住所兵庫県明石市西明石南町２丁目22番３号ＫＦビル502号
債務者　島本　喜雄
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１６棟403号
債務者　大須賀　薫
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
神戸市西区押部谷町福住579番地の１　県住１－401号
債務者　日野原多美枝（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
兵庫県明石市鷹匠町12番10号　ノーブルハイム鷹匠305号、前住所兵庫県加古郡播磨町古田３丁目17番14号
債務者　荒木　徳代
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
広島県呉市警固屋６丁目11番30号
債務者　長谷川一美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２５号
広島県呉市広白岳１丁目１番40―405号
債務者　松田　哲臣
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２６号
広島県竹原市西野町1724番地１
債務者　吉川　　司
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第９５号
熊本市東区月出１丁目１番59号
債務者　沖田三千子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５２号
福島県須賀川市八幡町17番地４　Ｓｕｎ－Ｔ．ａｐａｒｔｍｅｎｔ105Ａ－２号、前住所福島県須賀川市上人坦38番地12
債務者　加古　猛夫
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
福島県須賀川市八幡町17番地４　Ｓｕｎ－Ｔ．ａｐａｒｔｍｅｎｔ105Ａ－２号、前住所福島県須賀川市上人坦38番地12
債務者　加古　順子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
大阪府東大阪市鷹殿町４番26号308号
債務者　安堵　正二
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５号
大阪市北区菅栄町７番１号　グレイシーＦ・Ｋ203号室
債務者　福山　賢一（旧名佑匡）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６号
大阪市住之江区御崎７丁目４番２―706号
有島方、前住所大阪市住之江区新北島３丁目４番10号１Ｆ
債務者　山口　亮司
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７号
大阪府高槻市寿町２丁目21番18号　三和マンション―102号
債務者　大月　陽子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９９号
大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目５番７－101号
債務者　村井鉄工こと　村井　修司
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８８号
大阪府摂津市昭和園４番６号
債務者　小林　良子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部